

そよかぜ 9月

ボランティア情報 第336号 (2024.8作成)

【発行】社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

和歌山県ボランティアセンター

〒640-8545 和歌山市手平 2 丁目 1-2

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7階

TEL:073-435-5220 FAX:073-435-5221

メールアドレス:waka-vc@wakayamakenshakyo.or.jp

<夏のボランティア体験月間・ボランティア活動情報交流会>

～防災クッキング～

夏のボランティア体験月間の企画として、初めての防災クッキングを行いました。耐熱性のポリ袋に食材を入れ、袋のまま鍋で湯煎する調理法で、サバ・トマトカレーとふわふわの蒸しパンを作りました。

この調理法は、袋ごとに異なる料理を一度に作ることができ、災害時にも活用できます。調理が終わった後は全員で試食会をし、ごはんが少し固かったり少々課題もありつつ肝心の味のほうは100点でした!!。



蒸しパン 完成!



サバ缶とトマト缶でカレー



ホットケーキミックスを使って
蒸しパンづくり



混ぜて混ぜて～



カセットコンロを
使っても作れるよ

<夏のボランティア体験月間> ～点字の広場～

7月30日、ボランティアサロンにて点字体験教室を開催しました。直接、点字にふれたり、点字器を使ってみることで自分たちの暮らしのあらゆる場面に点字があることが発見できます。今回の体験教室が点字や目の不自由な方への関心をもつきっかけになってもらえたらとの思いで企画しました。参加者からの感想の一部をご紹介します。



- ・「点字器を使ってみて手が痛かった」
- ・「色んなことをして楽しかったよ」
- ・「目の不自由な方とコミュニケーションを取る方法が知れてとても良い経験ができました！」
- ・「初めての点字、すごく楽しかったです。覚えられないと思うけど、身の回りにある点字を気づけて見てみようと思います。」

☆こども食堂の安心のための保険「ボランティア行事用保険」について☆

こども食堂を安心して運営するために適した保険についてご案内しますので、ご参照ください。

ボランティア行事用保険について Q&A

Q.こども食堂に適した保険はありますか？

A.ボランティア行事用保険 A プラン又は C プランが適しています。

1. 会場内の参加者(利用者、主催者全員)のケガを補償。
2. 食中毒を発生させてしまった場合、主催者の賠償責任を補償。
 - ・A プランの特徴・・・参加者(利用者、主催者側全員)の名簿の備付が必要。会場までの往復途上の参加者のケガも補償します。
 - ・C プランの特徴・・・名簿の備付が不要。会場までの往復途上の参加者のケガは補償しません。



Q. 新型コロナウイルス感染防止対策で“訪問して届ける配食方式”に変更しましたが、補償の対象となりますか？

A. 配食方式は行事に該当しないため加入の対象となりません。配食方式の活動を行う団体にはボランティア活動保険(無償の場合)や福祉サービス総合補償(有償・無償を問わず)が適しています。

収集ボランティアへの
ご協力ありがとうございました

ご寄付いただきました使用済切手やカードは、換金し、県社会福祉協議会を通じて社会福祉のために活用させていただきます

紀陽銀行従業員組合 様、旭食品(株)和歌山支店 様
(公社)和歌山県シルバー人材センター連合会 様
和歌山大学教育学部附属特別支援学校 様、和歌川苑 様
海南市社会福祉協議会 様、広川町社会福祉協議会 様
上富田町社会福祉協議会 様 (順不同)



今後、そよかぜを郵送ではなく、メール受信を希望される方は、

waka-vc@wakayamakenshakyō.or.jp までご連絡ください。

(ただし、PDF ファイルを添付する形になります。)

和歌山県社会福祉協議会の最新情報は、Facebook、Instagram をご覧ください♪左の QR コードより携帯電話などで読み取り、ご覧いただけます。フォローよろしくお祈いします!!